

会 見 年 月 日	令和4年3月23日（水曜日）
担 当 課	消防本部 総務課
問い合わせ先	電話：0791-43-6881 (内線：5203) FAX：0791-45-0119 (担当者名：久野)

消防救急デジタル無線整備事業に係る損害賠償請求訴訟の和解について

1 概要

本市は、消防救急デジタル無線導入に係る契約を行った沖電気工業株式会社（以下「相手方」という。）の独占禁止法違反（談合）により損害を被ったと認められたため、損害賠償金 54,230,992 円、これに対する年5分の割合による遅延利息及び本訴訟の裁判費用を求め相手方を提訴していたが、相手方が本市に和解金として 30,821,249 円を支払うことで令和4年3月9日に和解が成立した。

2 提訴に至る経緯

- (1) 本市は、秘匿性と明瞭度向上を目的とした消防救急無線のデジタル無線導入を進めるため、平成24年度に相手方と2件の契約を締結した。
- (2) 相手方は、全国の自治体が発注した消防救急デジタル無線の入札で談合を繰り返していたとして、平成29年2月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、取り消し訴訟を提起することなく確定した。
- (3) 本市は相手方の談合により損害を被ったとして、令和2年1月31日を納期限として損害賠償金及び遅延利息の請求を行ったが、支払いに応じなかった。
- (4) 本市は、損害賠償請求訴訟を令和2年7月に東京地方裁判所に提起した。
なお、提訴にあたっての議会の議決（※）において、控訴、上訴、和解、その他本件処理に関する付帯事項は、市長に一任された。

※ 令和2年6月9日第57号議案として提出、令和2年6月25日可決

3 和解について

- (1) 令和3年11月に裁判所から和解勧告が出された。
- (2) 相手方から裁判所の和解勧告を応諾する意思が示された。
- (3) 相手方に責任ありとの前提による和解勧告であり、本件紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、本市は和解に応じることとし、令和4年3月9日に和解が成立した。